## 獣医療法第3条に基づく診療施設の開設届

令和3年4月15日

(あて先)

埼玉県知事

開設者住所 さいたま市浦和区高砂3-〇〇-1 開設者氏名又は名称 埼玉 幸子 開設者が獣医師で (ある・ない)

獣医療法第3条の規定により診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 診療施設の名称:中央動物病院
- 2 開 設 の 場 所:さいたま市北区別所町○○-1
- 3 診療の業務の種類: 診療の主たる対象(産業動物・小動物) その他( ))

専ら往診診療者であるか(ある(ない))

- 4 開設年月日: 令和3年4月12日
- 5 管理者(獣医師)
- (1) 開設者が獣医師で、管理者を兼ねるか ((兼ねる)・兼ねない)
- (2) (1)が兼ねない場合 管理者の氏名:

管理者の住所:

6 診療業務を行う獣医師(管理者も含む)

(1) 氏 名:埼玉 幸子 浦和 太郎

(2) 獣医師免許証番号: ○○○○ △△△△△

(3) 免許証取得年月日:平成○年4月1日 令和△年4月1日

(4) 卒 業 学 校 名:  $\bigcirc$ 大学  $\triangle \triangle$ 大学

(5) 卒業年月日:平成○年3月 令和△年3月

- 7 診療施設の構造設備(エックス線施設関係を含む)の概要及び平面図: 別紙
- 8 開設者が法人である場合にあっては定款: (別添・該当なし)
- 9 管理者又は診療業務を行う獣医師が、他の診療施設の管理者を兼務している状況
  - (1) 兼務の有無: ((兼務なし・兼務あり(その者の氏名: ))
- (2) 兼務施設の施設名:
- (3) 兼務施設の所在地:
- (4) 兼務施設での管理日時